

阿久比町施設使用料改正（案）の考え方

町では、住民の方からの次のようなご意見を伺い、町立公民館、勤労福祉センターなどの使用料を改正することを検討しました。

【ご意見】

- ・昼間と夜間で施設の使用料が異なることについて、疑問がある。
- ・午前、午後、夜間の使用区分がある施設は、使用時間によっては、不公平となるのではないか。

また、現在建設中の（仮称）中央公民館多目的ホールの使用料についても合わせて検討しました。

これまでの検討段階における新しい施設使用料の考え方を示します。

実施については、このパブリックコメントの結果を踏まえて、平成29年度以降の利用分を予定しています。

I 昼夜間料金の格差、1時間単位の料金設定について

1. 問題点の検討

①昼夜間で使用料の差があるのは、何故か。

- ・（もともと）夜は電灯を付けるから、電気料分が高いのではとの推測
→今は、昼でも電灯を付けるのが普通であり、使用料に差があるのは疑問
- ・夜間は、シルバーやパート職員を使うので、人件費分が高いのではないか。
→昼間の職員の経常経費から見れば、料金上乗せの理由としては疑問
- ・中央公民館、勤労福祉センターでは、冷暖房費を使用料の20%としており、昼夜間それぞれの料金への上乗せとなり、不均衡があるのではないか。
→冷暖房費に、昼夜の差はないと思われる。

②近隣市町の状況

- ・公民館施設では、1時間単位の使用料設定が多く、料金は、昼夜同一が多い傾向
- ・会館系の施設では、午前、午後、夜間の区分設定で、夜間が高い傾向
→区分設定は、利用者に不利益となることがある。

③本町の状況

- ・公民館、区民館、ふれあいの森、グラウンド、スポーツ村、学校（屋内運動場、屋外運動場）＝1時間単位
- ・勤労福祉センターは3区分、保健センターは2区分の設定

2. 今後の方針

- ・昼夜間料金は同一とする方が、利用者にとって公平感がある。
- ・1時間単位の使用料設定をする方が、利用者にとって公平感がある。

3. 昼夜間料金の同一化及び1時間単位設定の方法

ア 昼間料金に統一

全体に料金が下がることとなり、指定管理者制度を採用している施設（地区公民館等）からの不満が予想される。

イ 夜間料金に統一

全体に料金が上がることとなり、利用者の理解が得られるかが問題となる。

ウ 昼夜間料金の平均額（1日分の使用料を1日の使用時間で除す。）とする。

結果、昼間の料金が上がり、夜間の料金が下がることとなる。利用の差はあるものの、不公平感は少ないと思われる。

ア～ウを検討した結果、ウを採用し、以下の計算により、新使用料を算出する。

A 1時間単位の設定の施設

昼間（9時～17時）の8時間、夜間（17時～21時）の4時間の比率で、現行の使用料を按分し、10円未満を四捨五入して新使用料を算出

※ 夜間は、17時～21時30分の4時間30分であるが、過去に利用時間を21時から21時30分に延長した際に、使用料は改正しなかったとの経緯があり、夜間は4時間とみなす。（以下同じ。）

（例1）中央公民館研修室201 [1時間当たり 昼間330円、夜間490円]

$(330 \text{円} \times 8 \text{時間} + 490 \text{円} \times 4 \text{時間}) \div 12 \text{時間} = 383.33 \text{円} \approx \mathbf{380 \text{円}}$

B 区分単位の設定の施設

昼間4時間の単位使用料の2倍（午前・午後）に夜間料金を加えた後に12（時間）で除し、10円未満を四捨五入して1時間当たりの新使用料を算出

（例2）勤労福祉センター（勤労者）多目的ホール [午前・午後4,610円、夜間6,910円]

$(4,610 \text{円} \times 2 + 6,910 \text{円}) \div 12 \text{時間} = 1344.17 \text{円} \approx \mathbf{1,340 \text{円}}$

II （仮称）中央公民館多目的ホールの使用料について

1. 検討の経過

検討にあたっては、次の事項を考慮した。

- ・多目的ホールは、フラットな床面での使用に加え、階段式座席270席、設置式座席130席で、計400席の設置が可能であり、舞台、照明及び音響装置が利用できる。
- ・ホールの利用範囲（公民館施設としての使用についての制限等）
- ・他の町有施設使用料との均衡
- ・近隣市町の同等施設の使用料
- ・階段式座席（可動収納式）を使用しないときと使用するときの使用料差額（階段式座

席を使用する場合、イスの出し入れ、舞台設備等設置・撤収のための時間が必要)

2. 検討結果

以上を検討した結果、多目的ホールの使用料について、以下のとおりとした。

- ・多目的ホールの使用料は、階段式座席使用無しを標準として、町勤労福祉センター多目的ホール（区分：その他の者）の使用料から面積按分により算出する。
- ・階段式座席を使用する場合は、座席、舞台等の準備及び後片付けにそれぞれ2時間、計4時間分の時間が必要として、使用料にその分の費用を加えるものとする。
- ・舞台装置、照明、音響装置等の使用料は、施設使用料に含むものとするが、ピアノの使用料は別途とし、近隣市町の例によるものとする。
- ・練習室1・練習室2の使用料は、中央公民館の同面積程度の部屋の使用料にホワイエ等の固定費用を見込んで、これの1.5倍程度とする。

3. 使用料の算出

◇勤労福祉センター（多目的ホール）面積あたりの単価（改正後の使用料）

区分：その他の者

$$1,680 \text{円} \div 428.90 \text{m}^2 = \underline{3.92 \text{円/m}^2}$$

【面積】 【1m²あたりの1時間の使用料】

①多目的ホール（階段式座席使用無し）

$$(552.42 \text{m}^2 \times 3.92 \text{円/m}^2) = 2,165 \text{円} \quad (10 \text{円未満切捨て})$$

1時間あたり 2,160円

②階段式座席使用料

$$2,160 \text{円} \times 4 \text{時間} \times = 8,640 \text{円} \quad (1 \text{使用につき、固定額})$$

③練習室1（約35m²）・練習室2（約39m²）

ほぼ同面積の中央公民館201等の改正後の使用料＝380円

$$380 \text{円} \times 1.5 \text{ (固定費用分)} = 570 \text{円}$$

④楽器使用料

ヤマハコンサートグランドピアノ（S6B） 1使用につき 2,160円

⑤冷暖房使用の場合

中央公民館と共通ルールで、使用料の20%とする。

※計算例

多目的ホール4時間使用、冷暖房使用、階段式座席使用

$$(2,160 \text{円} \times 4 \text{時間} \times 1.2 [10 \text{円未満切捨て}]) + \text{階段式座席 } 8,640 \text{円}$$

$$= 19,000 \text{円}$$

阿久比町施設使用料改正（案）

（新）

（旧）

※改正部分

○行政財産の使用料

単位：円

種別	区分		使用料（1時間につき）	備考
学校	屋内運動場	全面	760	
		半面	380	
	屋外運動場		330	

使用時間が1時間未満の場合又は使用時間に1時間未満の端数がある場合のその端数は、1時間とする。

○公の施設の使用料

単位：円

種別	区分		使用料 (別に定めのあるものを除き、1時間につき)	備考
中央公民館	本館	集会室102	190	1 暖房設備又は冷房設備を使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に20パーセントを増した額とする。ただし、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
		町民娯楽室103	570	
		研修室201	380	
		研修室202	380	
		和室203	190	
		調理実習室204	570	
		視聴覚室205	380	
		大会議室301東	380	
		大会議室301西	380	
		研修室303	190	
		研修室304	380	
		研修室305	380	
	多目的ホール	ホール	2,160	
		設備		
		階段式座席 1使用につき	冷暖房に係わらず 8,640	
		ピアノ 1使用につき	冷暖房に係わらず 2,160	
		練習室1	570	
	練習室2	570		

種別	区分		使用料		備考
			午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時30分まで 1時間につき	
学校	屋内運動場	全面	円 660	円 990	使用時間が1時間未満の場合又は使用時間に1時間未満の端数がある場合のその端数は、1時間とする。
		半面	330	490	
	屋外運動場		1時間につき	330円	

種別	区分		使用料		備考
			午前9時から午後5時まで 1時間につき	午後5時から午後9時30分まで 1時間につき	
中央公民館	本館	集会室102	円 160	円 250	1 暖房設備又は冷房設備を使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に20パーセントを増した額とする。ただし、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
		町民娯楽室103	490	730	
		研修室201	330	490	
		研修室202	330	490	
		和室203	160	250	
		調理実習室204	490	730	
		視聴覚室205	330	490	
		大会議室301東	330	490	
		大会議室301西	330	490	
		研修室303	160	250	
		研修室304	330	490	
		研修室305	330	490	
	研修室307	160	250		
	研修室308	330	490		

坂部公民館	講堂	760
	第1会議室	380
	第2会議室	380
	調理実習室	380
中部公民館	講堂	600
	第1会議室	380
	第2会議室	380
	調理実習室	540
板山公民館	講堂	760
	第1集会室	380
	第1会議室	220
	第2会議室	220
	調理実習室	540
	小集会室	220
草木公民館	講堂	1,140
	研修室	380
	第1会議室	380
	第2会議室	540
	第3会議室	220
	調理実習室	760
宮津公民館	講堂	760
	研修室	380
	会議室	380
	第1集会室	380
	第2集会室	220
	第3集会室	380
	調理実習室	760
白沢区民館	体育室	1,260
	大会議室	380
	会議室	380
	卓球室	380
丸山公園武道場	専用	320
ふれあいの森	体育室	380

坂部公民館	講堂	650	980
	第1会議室	330	490
	第2会議室	330	490
	調理実習室	330	490
中部公民館	講堂	490	810
	第1会議室	330	490
	第2会議室	330	490
	調理実習室	490	650
板山公民館	講堂	650	980
	第1集会室	330	490
	第1会議室	160	330
	第2会議室	160	330
	調理実習室	490	650
	小集会室	160	330
草木公民館	講堂	980	1,460
	研修室	330	490
	第1会議室	330	490
	第2会議室	490	650
	第3会議室	160	330
	調理実習室	650	980
宮津公民館	講堂	650	980
	研修室	330	490
	会議室	330	490
	第1集会室	330	490
	第2集会室	160	330
	第3集会室	330	490
	調理実習室	650	980
白沢区民館	体育室	1,080	1,630
	大会議室	330	490
	会議室	330	490
	卓球室	330	490
丸山公園武道場	専用	280	410
ふれあいの森	体育室	330	490

勤労者	多目的ホール	1,340	1 暖房設備又は冷房設備を使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に20パーセントを増した額とする。ただし、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 2 使用の目的が営利、宣伝又はこれに類する行為のときは、この表の金額の2倍の金額とする。	
		250		
		200		
		250		
		500		
		450		
	その他の者	多目的ホール		1,680
				320
				250
				570

使用時間が1時間未満の場合又は使用時間に1時間未満の端数がある場合のその端数は、1時間とする。

勤労者	多目的ホール	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	4,610	1 暖房設備又は冷房設備を使用する場合の使用料の額は、この表の使用料に20パーセントを増した額とする。ただし、その金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 2 使用の目的が営利、宣伝又はこれに類する行為のときは、この表の金額の2倍の金額とする。
		午後5時から午後9時30分まで	6,910	
	会議室	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	860	
		午後5時から午後9時30分まで	1,300	
	集会室1	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	690	
		午後5時から午後9時30分まで	1,040	
	集会室2	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	860	
		午後5時から午後9時30分まで	1,300	
	集会室3	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1,730	
		午後5時から午後9時30分まで	2,590	
集会室4	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1,550		
	午後5時から午後9時30分まで	2,330		
その他の者	多目的ホール	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	5,760	
		午後5時から午後9時30分まで	8,640	
	会議室	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1,080	
		午後5時から午後9時30分まで	1,630	
	集会室1	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	860	
		午後5時から午後9時30分まで	1,300	
	集会室2	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1,080	
		午後5時から午後9時30分まで	1,630	
	集会室3	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	2,160	
		午後5時から午後9時30分まで	3,240	
集会室4	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	1,940		
	午後5時から午後9時30分まで	2,920		

使用時間が1時間未満の場合又は使用時間に1時間未満の端数がある場合のその端数は、1時間とする。

○有料公園施設の使用料

都市公園名	施設の名称	施設の使用料		夜間照明設備	
		単位	金額	単位	金額
丸山公園	運動広場	1時間につき	330円	30分につき	1,930円
	テニスコート	1面1時間につき	220円	30分につき	140円

○オアシスセンターの使用料

集会室	午前9時から午後5時まで	1時間につき	550円
-----	--------------	--------	------

都市公園名	施設の名称	施設の使用料		夜間照明設備	
		単位	金額	単位	金額
丸山公園	運動広場	1時間につき	330円	最初の1時間につき	3,870円
				以後30分につき	1,930円
	テニスコート	1面1時間につき	220円	1面最初の1時間につき	290円
				以後30分につき	140円

午前9時から午後1時まで	2,200円
午後1時から午後5時まで	2,200円